省　令

○総務省令第九十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「自動車税納付確認電子化実証実験事業費補助金」を「自動車税納付確認電子化実証実験事業費補助金　地域経済活性化・雇用創出臨時交付金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十五年度に取得した財産からこれを適用する。

○文部科学省令第三十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中「特別の必要がある」を「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める」に改める。

第六十三条中「この旨を」の下に「当該学校を設置する地方公共団体の」を加える。

第百七十九条中「第三号」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「サクラ属」の下に「（サクラ節を除く。）」を、「東京都知事」の下に「、大阪府知事」を加える。

第五条中「東京都知事」の下に「、大阪府知事」を加える。

別表中「小丹波」の下に「、白丸」を、「日の出町」の下に「、大阪府富田林市大字廿山（府道二百二号線以南の地域に限る。）、大字錦織、甲田、小金台、寿町、桜ケ丘町、新家、高辺台、谷川町、廿山、津々山台、寺池台、常盤町、錦織北、錦織東（府道二百二号線以北の地域に限る。）、錦ケ丘町、藤沢台、富美ケ丘町、宮甲田町及び美山台」を、「安倉南」の下に「、旭町」を、「亀井町」の下に「、清荒神」を、「口谷東」の下に「、向月町」を、「小浜」の下に「、末広町」を、「高松町」の下に「、鶴の荘」を、「長尾町」の下に「、中州（県道十六号線以北の地域に限る。）」を、「星の荘」の下に「、米谷（一般国道百七十六号線以南の地域に限る。）」を、「三笠町」の下に「、美座」を、「美幸町」の下に「、売布」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年十二月二十九日から施行する。

○国土交通省令第九十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十一条第三項及び第八十一条の二の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十六条に次の一号を加える。

三　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第五条第一項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であつて救助を業務とするもの

別表第四一の項中「悪性腫瘍」を「悪性腫瘍」に、「良性腫瘍」を「良性腫瘍」に改め、同表四の項中「歯牙」を「歯牙」に改め、同表六の項中「腎臓」を「腎臓」に、「妊娠していないこと」を「妊娠により航空業務に支障を来すおそれがないこと」に改め、同表七の項中「脊柱」を「脊柱」に改め、同表十一の項中「耳鼻咽喉」を「耳鼻咽喉」に、「咽喉頭」を「咽喉頭」に改め、同表十三の項中「歯牙」を「歯牙」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十一号

平成二十五年十二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

平成二十五年十一月二十九日

宮内庁長官　風岡　典之

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○総務省告示第四百三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件（平成十二年自治省告示第百六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。ただし、平成二十四年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十五年十一月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

本文中「第十四号」を「第十五号」に改める。

表の上欄中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　地域経済活性化・雇用創出臨時交付金

表の下欄中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第八条の規定に基づく補助金等の交付の決定の通知（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金に係る場合に限る。）

○総務省告示第四百三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十九日

一　名　　称	米国高等空輸戦術訓練センターにおける訓練参加部隊
二　国外派遣期間	平成二十五年十一月三十日から平成二十五年十二月十八日まで
三　派遣人数（概数）	二十五人程度
四　派　遣　地　域	アメリカ合衆国ミズーリ州及びアリゾナ州

○総務省告示第四百三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十九日

一　名　　称	総務大臣　新藤　義孝 フィリピン国際緊急援助統合任務部隊及びフィリピン現地運用調整所
二　国外派遣期間	平成二十五年二月十一日まで
三　派遣人数（概数）	四百人程度
四　派　遣　地　域	フィリピン共和国